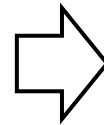


FS研究・短期研究 募集要領等の改定について(概要)

1. 研究開発の変遷

R3年度募集まで	
研究	タイプⅠ:政策実現型 タイプⅡ:技術ブレイクスルー型 タイプⅢ:新政策テーマ創造型 タイプⅣ:特定課題対応型 ※実行可能性調査(FS)も可
募集内容	・施策テーマの研究開発
研究規模	最大5,000万円/年 (FS:1,000万円/年)
研究期間	最大3年間程度 (FS:1年間)
備考	FSの実施後には、FS評価によりその後の研究開発の可否を審査



R4年度募集から	
研究	本格研究:従来の規模 FS研究:本格研究のFS調査 短期研究:1年間の研究
募集内容	・道路行政の技術開発ニーズに対応する研究開発 (従来の施策テーマ毎にニーズを設定) ・提案型研究開発 (道路行政の技術開発ニーズに記載はないが、) 新たな発想に基づく研究開発の提案で、道路行政の進展に資するもの)
研究規模	本格研究:500万円程度から最大5,000万円/年 FS研究:最大300万円/年 短期研究:最大300万円/年
研究期間	本格研究:最大3年間程度 FS研究:最大1年間程度 短期研究:1年間程度 (連続2回までの申請可能)
備考	FS研究の実施後には、「本格研究」の申請が可能であり、採択審査により可否を審査

※R3年度までの募集制度に基づく採択案件は、
研究終了まで引き続き従前の方法で継続

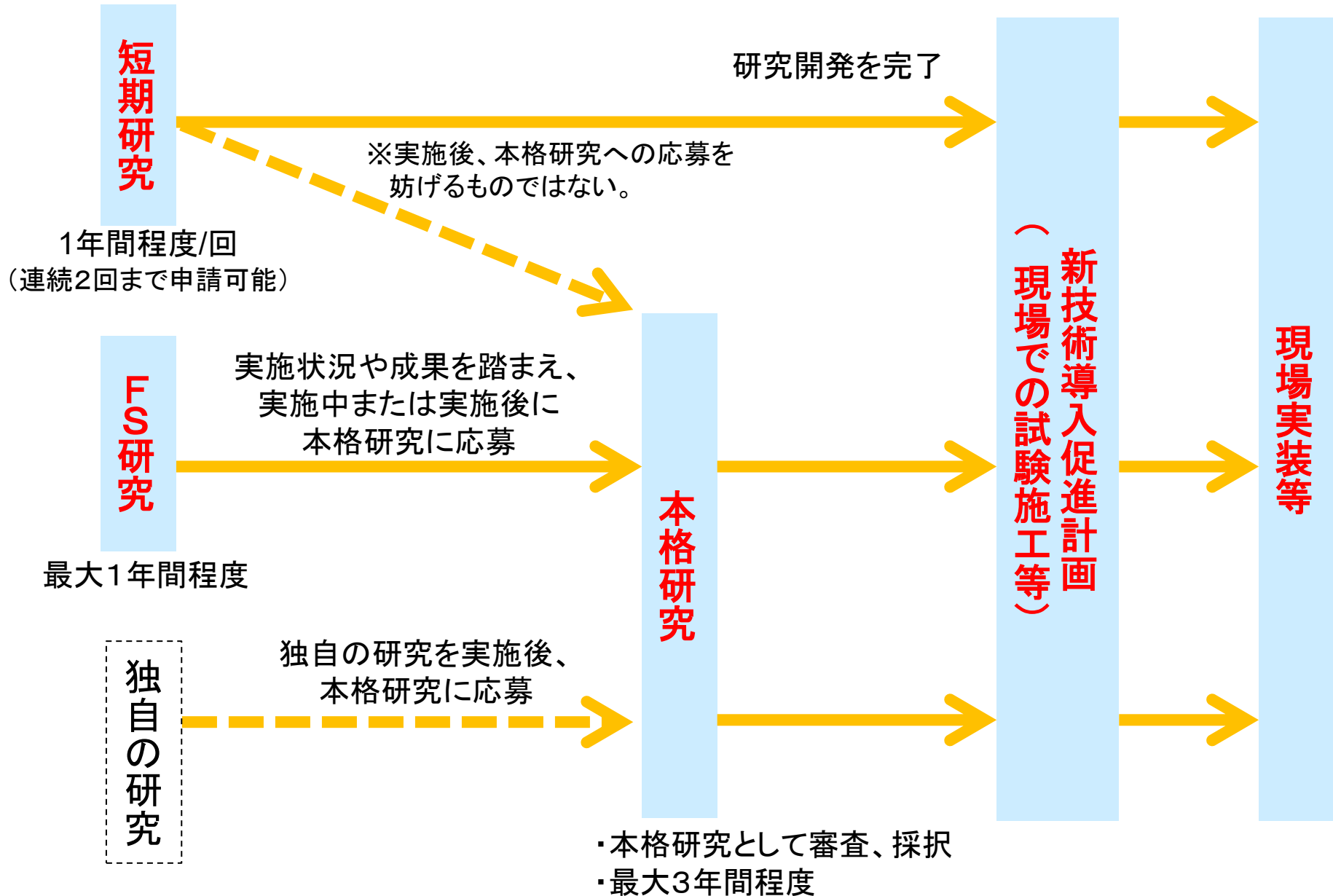
※本格研究は、R4年度の募集・採択(R5新規)より実施

2. 研究開発の分類

第45回新道路技術会議 (R4. 3. 7)
資料4-1より

分類	本格研究	FS研究	短期研究
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・道路行政の技術開発ニーズに対応する研究開発 ・提案型研究開発 	従来 ¹ の技術開発には無い革新的な内容である場合等に、本格研究のFS調査として実施するもの	研究の実施により短時間で成果が期待できるもの
研究規模	500万円程度から最大5,000万円/年	最大300万円/年	最大300万円/年
研究期間	最大3年間程度	最大1年間程度	1年間程度/回 (同じテーマで連続2回まで申請可能)
募集・採択	年1回募集し毎年3月頃に採択を決定 年間5件程度の採択を想定	通年募集し年間4回採択を決定 年間10件程度の採択を想定	

3. 研究開発から現場実装に向けた流れ



4. FS研究・短期研究のスケジュール(公募・審査の手順)

① 令和6年度 FS研究・短期研究の公募方針決定(第49回 新道路技術会議) (3月7日)



② 令和6年度 FS研究・短期研究の公募 (1年間を通じて随時募集)

- 道路行政の技術開発ニーズに対応する研究開発を募集
- (道路行政の技術開発ニーズに記載はないが、)新たな発想に基づく研究開発の提案で、道路行政の進展に資するもの



③ 審査の実施 (年4回)

- 担当行政官と研究官が応募書類の内容について、審査項目及び基準に基づき評価を行い、その結果を踏まえ、分科会で審議



④ 審議結果の通知及び公表 (年4回)

- 公募案件の審議結果については、結果を問わず通知
- 道路局ホームページ等において、採択された研究開発(研究テーマ名と応募時の研究概要等)を公表

5. FS研究・短期研究で募集する研究開発

公募パターン	道路行政の技術開発ニーズに対応する研究	提案型研究開発
<p>概要</p>	<p>道路行政の技術開発ニーズは、以下の7つの施策テーマ毎に設定し、HPで公表済み ⇒https://www.mlit.go.jp/road/tech/donyu/index.html</p> <p>※7つの施策テーマ： (1)防災・減災が主流となる社会の実現 (2)持続可能なインフラメンテナンス (3)持続可能で暮らしやすい地域社会の実現 (4)経済の好循環を支える基盤整備 (5)インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX) (6)インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上 (7)道路施策の実効性を確保</p> <p>※「第5次社会資本整備重点計画」における重点目標等より設定</p>	<p>(道路行政の技術開発ニーズに記載はないが、)新たな発想に基づく研究開発の提案で、道路行政の進展に資するもの</p>
<p>研究費規模</p>	<p>最大300万円/年</p>	
<p>研究期間</p>	<p>FS研究：最大1年間程度 短期研究：1年間/回(同じテーマで連続2回まで申請が可能)</p>	
<p>備考</p>	<p>FS研究：本格研究の実施に向けた実行可能性調査として実施するもの 短期研究：短期的に実施可能な小規模な研究開発</p> <p>※短期研究については、研究の実施後、更に本格研究を実施することを妨げるものではない。 ※FS研究・短期研究については、研究代表者及び共同研究者が民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者(令和6年4月1日現在で40歳未満であり、大学、高等専門学校に雇用されている博士号を取得した研究者)のみで構成される場合、該当する研究課題を優先して採択することがある。</p>	

6. FS研究・短期研究の審査について

(1) 審査の手順

応募のあった研究開発について、審査を実施します。

審査

応募書類の内容について、担当行政官と研究官が審査基準に基づき、研究の必要性、研究成果の有効性、研究計画の妥当性の観点から評価を行い、その結果等を踏まえ、新道路技術会議(分科会)で審議

審査時期は、年4回を予定しています。

応募	審査
3月～5月	6月
6月～8月	9月
9月～11月	12月
12月～2月	3月

(2) 項目

審査項目における研究の必要性、研究成果の有効性、研究計画の妥当性の詳細は下表の通りとします。

研究の必要性	社会的意義	道路行政の技術開発ニーズに適合しているか・研究に社会的意義があるか
	科学的・技術的意義	発想や目標とする成果、研究方法にこれまでにない新規性があるか さらに新たな政策研究への展開を開けるなどの先導性があるか
研究成果の有効性	実効性	今後の道路行政に対する実効性のある成果が望めるか
	業務の効率性	研究開発により、業務の効率性が大幅に向上するか
研究計画の妥当性	実施体制	研究目標を達成するために適正かつ研究規模に応じた実施体制(人員、役割・責任分担、設備、スケジュール、連携先等)となっているか
	費用	研究成果に見合ったコストとなっており、経費の内容(外注がある場合はその必要性、範囲等を含め)も適切であるか

(3) 基準

審査基準に沿って下記の重み付けで定量的に評価します。

研究の必要性30% 研究成果の有効性50% 研究計画の妥当性20%

7. FS研究・短期研究に関する課題と対応案

課 題	対応案
<p>(第48回新道路技術会議でのご議論)</p> <p><u>① FS研究・短期研究から本格研究への応募</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● (本格研究の募集要領に対し) FS研究を実施中の場合は説明を求める旨を追記することのことだが、短期研究の扱いが不明確。短期研究は、他の独自の研究と同様に終了後に本格研究に応募する等、分かりやすくして欲しい。 <p><u>② 知的財産権について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● (本格研究の募集要領に対し) 知的財産権の取扱いについて、研究者に分かりやすく伝わるようにして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本格研究のR6新規の募集要領において、以下の修正・追記を行いました。 <ol style="list-style-type: none"> ① FS研究及び短期研究について、それぞれの趣旨や本格研究への応募における両者の違いが明確になるよう、修正・追記 ② 知的財産権(原則、国に帰属)を、研究者が所属する研究機関等に帰属させる場合の手続について追記し、契約書の条文に加え、流れ図や様式を掲載 ➤ FS研究・短期研究の募集要領においても、上記と同様の修正・追記を行います。
<p><u>③ 研究成果の報告・公表について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● FS研究・短期研究の終了後に報告すること(報告資料は公表)としているが、方法が未定。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ FS研究・短期研究の募集要領に、報告資料(公表用)として、研究終了報告書及び概要資料(パワーポイント2~3枚)を作成するよう、記載します。

7. FS研究・短期研究に関する課題と対応案

【課題】① FS研究・短期研究から本格研究への応募

●（本格研究の募集要領に対し）

FS研究を実施中の場合は説明を求める旨を追記することだが、短期研究の扱いが不明確。短期研究は、他の独自の研究と同様に終了後に本格研究に応募する等、分かりやすくしてほしい。

【対応案】①

- 本格研究のR6新規の募集要領に、FS研究及び短期研究について、それぞれの趣旨や本格研究への応募における両者の違いが明確になるよう、修正・追記しました。
- FS研究・短期研究の募集要領にも、同様の修正・追記を行います。

<FS研究・短期研究 募集要領 の修正案>

1. 2. 1 公募

(1)FS研究

FS研究では、研究内容が従来の技術開発には類のない革新的な内容である場合等に、**本格研究の実施に先立ち**、本格研究の**実施に向けて**実行可能性等について検討・分析を行う**い**、**本格研究に応募する**ものを募集します。

なお、FS研究の**進捗状況や成果を踏まえ実施後**、本格研究を**の**実施するにあたっては、**別途FS研究の実施中または実施後に**本格研究の募集要領に基づく応募を行い、審査を受ける必要があります。

(2)短期研究

短期研究では、研究の実施により短期間で成果が期待できるものを募集します。

なお、**短期**研究を実施後、更なる技術開発を目指し、本格研究の実施を希望される場合、引き続き本格研究へ応募することを妨げるものではありません。**本格研究の実施にあたっては**その場合、別途、**短期研究の実施後に**本格研究の募集要領に基づく応募を行い、審査を受ける必要があります。

7. FS研究・短期研究に関する課題と対応案

【課題】② 知的財産権について

● (本格研究の募集要領に対し)

知的財産権の取扱いについて、研究者に分かりやすく伝わるようにして欲しい。

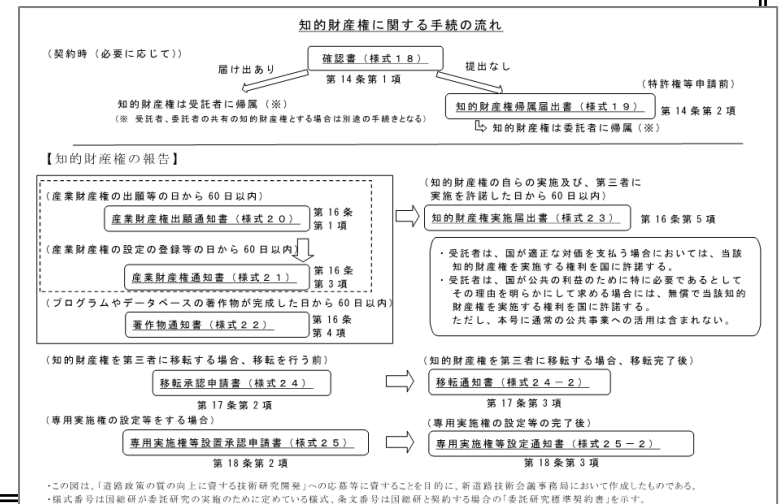
【対応案】②

- 本格研究のR6新規の募集要領に、知的財産権(原則、国に帰属)を、研究者が所属する研究機関等に帰属させる場合の手続について追記し、契約書の条文に加え、流れ図や様式を掲載しました。
- FS研究・短期研究の募集要領にも、同様の追記を行います。

<FS研究・短期研究 募集要領 の修正案>

7. 知的財産権の取扱いについて

委託研究において発生した知的財産権は、原則、委託者である国に帰属しますが、産業技術力強化法に基づき、所定の手続により受託者(研究代表者が所属する研究機関等)に帰属させることができます。委託研究契約書第11~20条(P.28~31)、知的財産権に関する手続の流れ・様式(P.58~69)を参照して下さい。



7. FS研究・短期研究に関する課題と対応案

【課題】③ 研究成果の報告・公表について

- FS研究・短期研究の終了後に報告すること(報告資料は公表)としているが、方法が未定。



【対応案】③

- FS研究・短期研究の募集要領に、報告資料(公表用)として、研究終了報告書及び概要資料(パワーポイント2～3枚)を作成するよう、記載します。

<募集要領 の修正案>

5. 研究成果の報告

本研究の成果については、研究終了後、会議へ報告することとします。会議への報告として、研究代表者は以下の資料を作成し、電子データにて提出下さい。なお、報告資料については、公表する予定です。

- (1)「研究終了報告書(FS研究)」【報告様式1】(P.52～54)、
「研究終了報告書(短期研究)」【報告様式2】(P.55～57)
- (2)「研究概要」(パワーポイント原稿2～3枚で研究内容(研究名、体制、概要等)、研究成果、今後の見通し等を簡潔に記載)